

2019年2月12日
全国港湾18発第61号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾委員長(議長)



事前協議違反に対する抗議のストライキ準備指示

既報の通り、2019年2月2日(土)、全国港湾、および沖縄地区港湾の繰り返しの事前協議申請を求める要請にもかかわらず、これを無視するかの如く、本船「はくおう(中城湾港/中津港に臨時就航)」が入港し、荷役を強行した。当日、現地において沖縄地区港湾による視察行動、その後、4日には抗議の就労拒否が行われた。また、これらの事態に対し1月29日には日港協に対し状況報告を行い、強行すれば混乱が起きることを通知し、2月4日には、日港協に対して沖縄での混乱する事態の改善を求め、国交省、並びに当該本船の荷主である防衛省に改善方を要請してきた。

全国港湾は、事前協議制度が港湾労働者の雇用と就労を確保し、港湾運送秩序を維持するための、港運労使にとってきわめて重要な制度であると認識し、先の第11回中央委員会において断固とした抗議行動を実施する意思統一を確認の上、同日の第5回中央執行委員会は、抗議のストライキ行動の実施を確認した。

事前協議違反という事態を看過すれば、制度それ自体の存亡が危ぶまれ、私たち港湾労働者の雇用と就労に重大な影響をもたらすものである。については、事前協議違反に対する断固とした抗議の意思を内外に示し、事前協議を守り抜くために、以下のストライキ行動を準備するよう指示する。

記

1. 各単組、地区港湾は、以下のストライキ行動を準備すること
 - (1) 行動は、2019年2月28日(木)始業時から、翌3月1日(金)始業時迄とする。
 - (2) 対象は、全港、全職種とする
 - (3) 行動内容は、就労拒否、および荷役阻止とする。
 - (4) ストライキ実施にあたって、抜港、スト破りなど不当な行為があった場合は、直ちに別途抗議行動を組織できる体制を整えること。
2. 各単組は、地区港湾のストライキ行動が成功裏に準備できるよう縦指示を取り組むこと。
3. 各地区港湾は、ストライキ行動に入った場合は、行動内容などについて全国港湾書記局に報告できるよう準備すること。

以上